第147回　法務事務所便り
～時間外労働の上限規制・２０１９年度改正労働基準法～

公認会計士・行政書士
杉浦登事務所
土持　恵子

働き過ぎを防ぐ為、残業時間の上限を規制することになりました。
施行時期：大企業は、２０１９年４月１日
中小企業は、２０２０年４月１日からの施行

≪主な改正内容≫

◆　法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなり、違反すると罰則を受けます。
ただし、適用を猶予・除外する事業・業務があります。

◆「特別条項」の場合でも上限を設ける。
月４５時間を超えることができるのは、年間６ヶ月まで。

	法改正前	法改正後
規制の根拠	労働省告示	法律（労働基準法）
罰則の適用	無	有
時間外労働時間の上限（原則）	１ヶ月４５時間、年間３６０時間	１ヶ月４５時間、年間３６０時間（１年変形運用時は1ヶ月４２時間、年間３２０時間）
特別条項締結時（例外時）の時間外労働の上限	原則：上限なし	年間：７２０時間 単月：１００時間未満（※） 複数月平均：８０時間（※） （※）休日労働含む
適用除外する事業・業務	新商品、新技術の研究開発業務	改正法後施行後においても適用除外に該当
	建設の事業	改正法施行後５年間のみは適用除外に該当
	自動車運転の事業	改正法施行後５年間のみは適用除外に該当（ただし年間上限時間を９６０時間とする）

今回の改正により、３６協定や労働時間の管理方法等の労務管理法も変わります。詳細はお気軽にお問い合わせください！

http://www.sugiura - kaikei.jp
公認会計士
行政書士
杉浦登事務所(0587)23－3100　鵜飼・土持まで。